

# 第33回佐賀市都市計画審議会

令和4年8月24日



# 議案一覧

議案番号	議案名	議案書頁
第1号議案	佐賀都市計画道路の変更（県決定） 3・4・6号 佐賀駅下古賀線	1～3

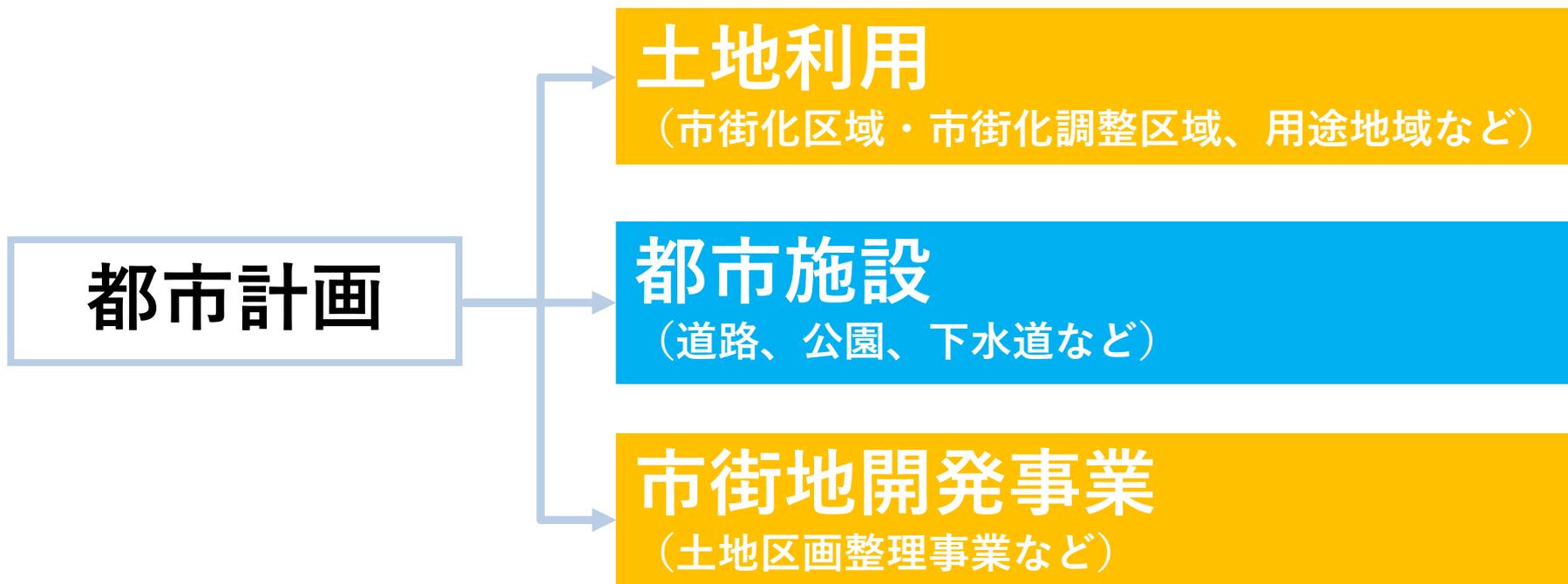
# 議案用付図

議案番号	議案名	図面名	頁
第1号議案	佐賀都市計画道路の変更（県決定） 3・4・6号 佐賀駅下古賀線	総括図	2
		計画図	3

# 都市計画とは

## ■ 定義：（都市計画法第4条）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画



# 都市施設とは

## ■ 都市施設：（都市計画法第11条）

- ・ 道路、都市高速鉄道、駐車場、その他の交通施設
- ・ 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- ・ 水道、電気供給施設、下水道、ごみ焼却場など
- ・ 河川、運河その他の水路
- ・ 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- ・ 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- ・ その他政令で定める施設



# 都市計画道路とは

## ■ 都市計画道路の役割と機能

- ・ 都市の骨格をなす道路
- ・ 将来の交通量に対応したネットワークを構成
- ・ 歩行者自転車安全性を確保
- ・ 沿道の土地利用などの特性に配慮
- ・ 居住環境を維持する空間
- ・ 避難路など都市防災施設
- ・ 市街化を誘導する道路



# 都市計画道路を都市計画決定する意義

- ① 長期的な視点に立って都市の将来像を実現するために必要な施設整備の区域や内容を公に示すこと。
- ② 土地利用計画や他の都市施設の計画と整合を図り、都市計画としての総合性・一体性を確保すること。
- ③ 長期的視点に立ってスムーズに施設整備を進めるために建築行為の制限などを行うこと。
- ④ 都市計画法に基づく一定のプロセスを経て都市計画決定を行うことにより住民との合意形成が図られること。

## ●都市計画施設等の区域内的の建築制限

### ■ 建築が可能な建築物

- ・ 2階建て以下(地下は不可)
- ・ 主要構造部が木造、鉄骨造 など
- ・ 県知事の許可が必要

# 【第1号議案】

佐賀都市計画道路の変更(県決定)

3・4・6号 佐賀駅下古賀線

# 佐賀駅下古賀線の概要（都市計画）



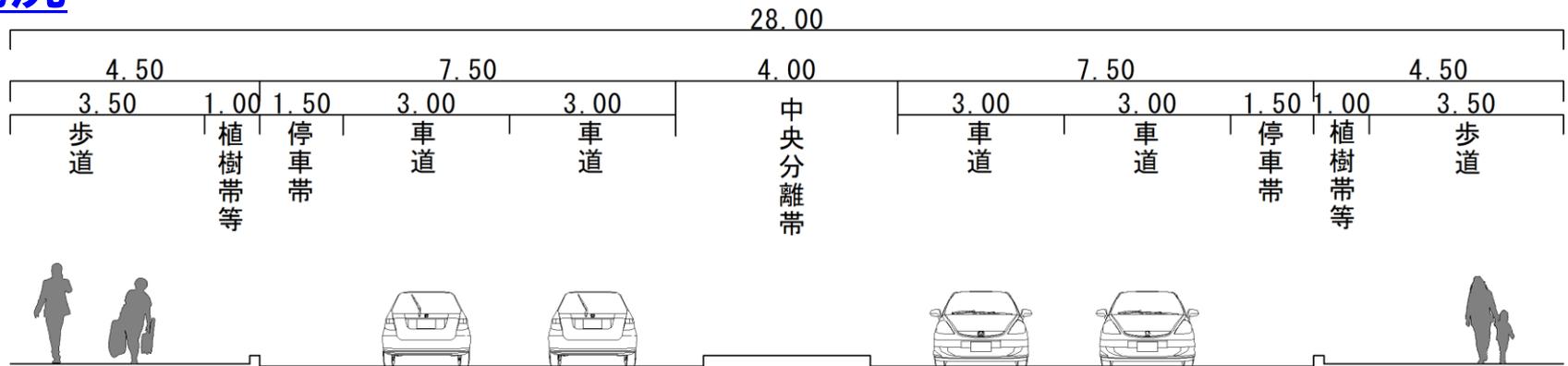
# 都市計画変更原案の内容

■起点から190m区間（起点～駅前交番西交差点）について、  
車線の数を4車線から2車線に変更する

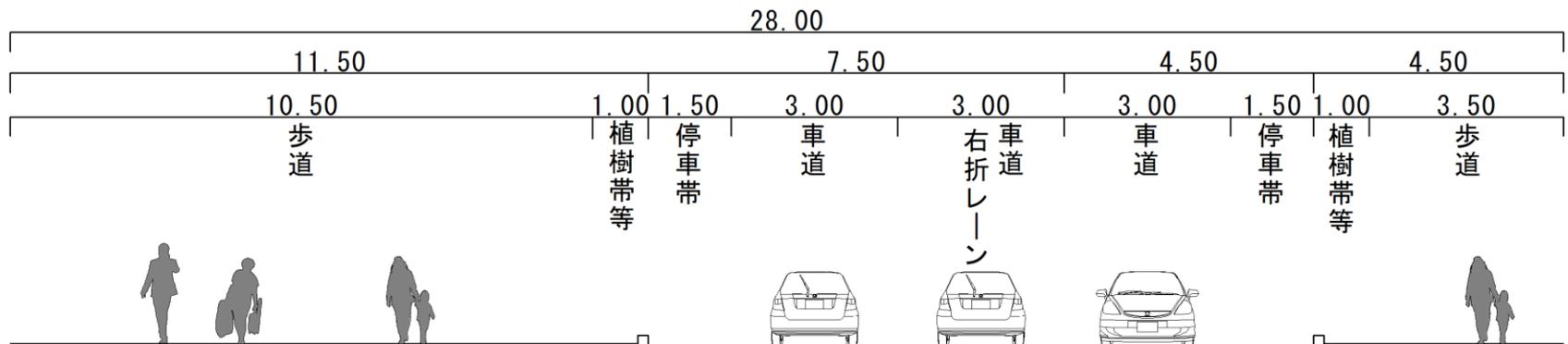


# 3・4・6号 佐賀駅下古賀線 変更箇所標準断面図

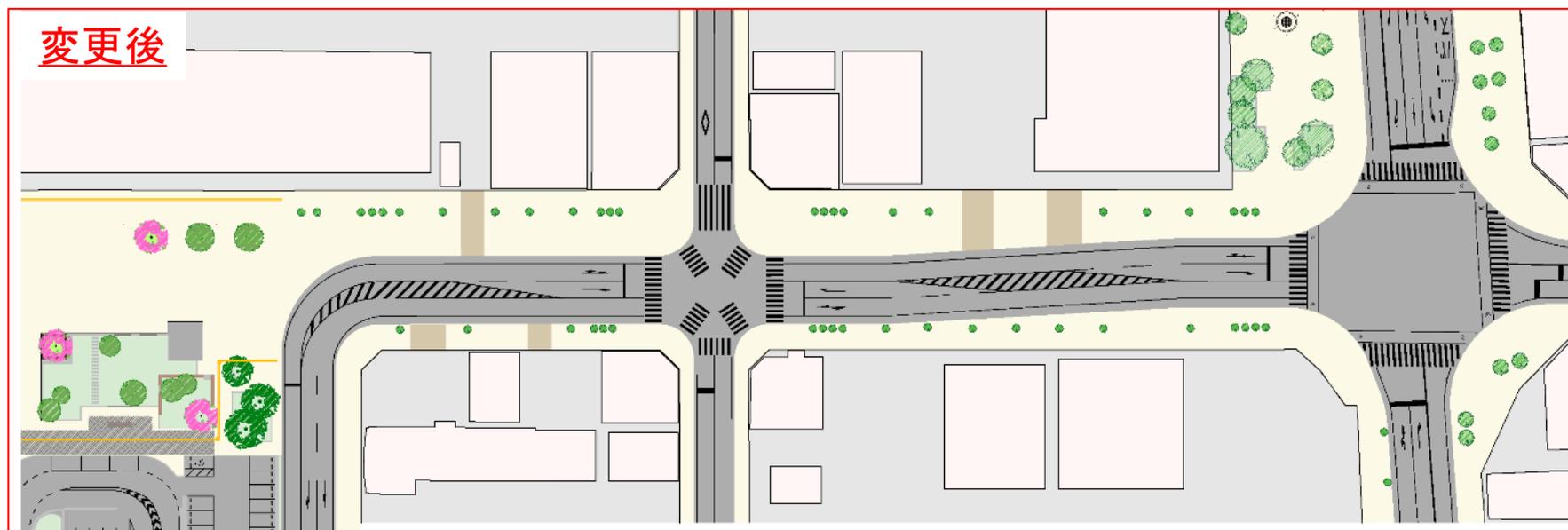
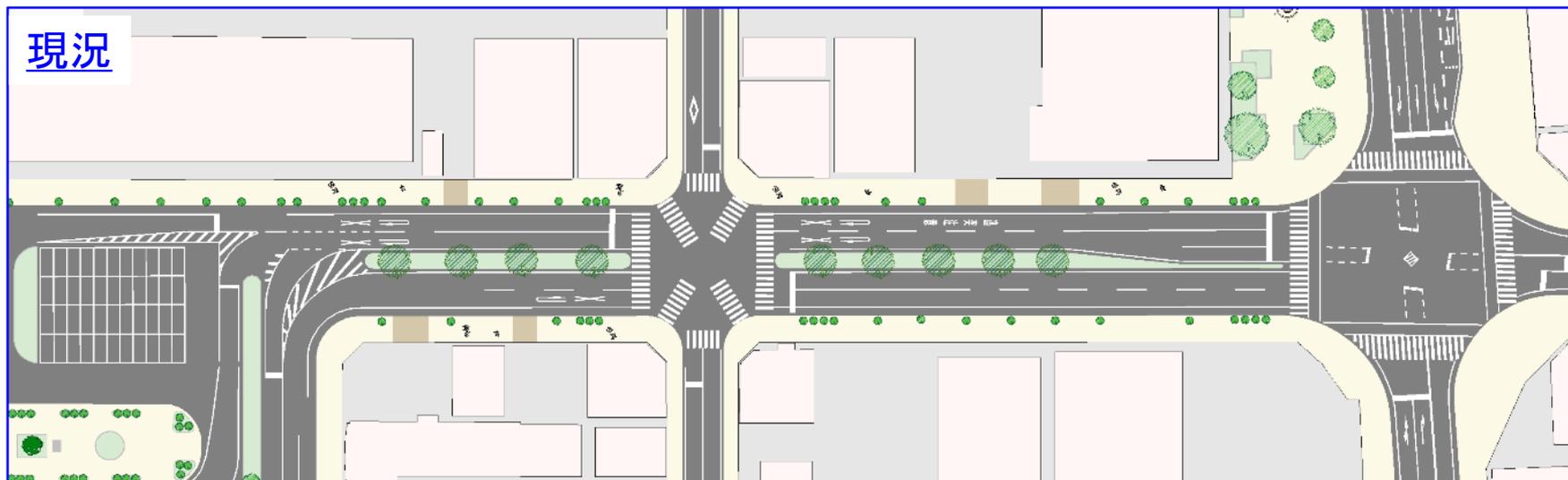
## 現況



## 変更

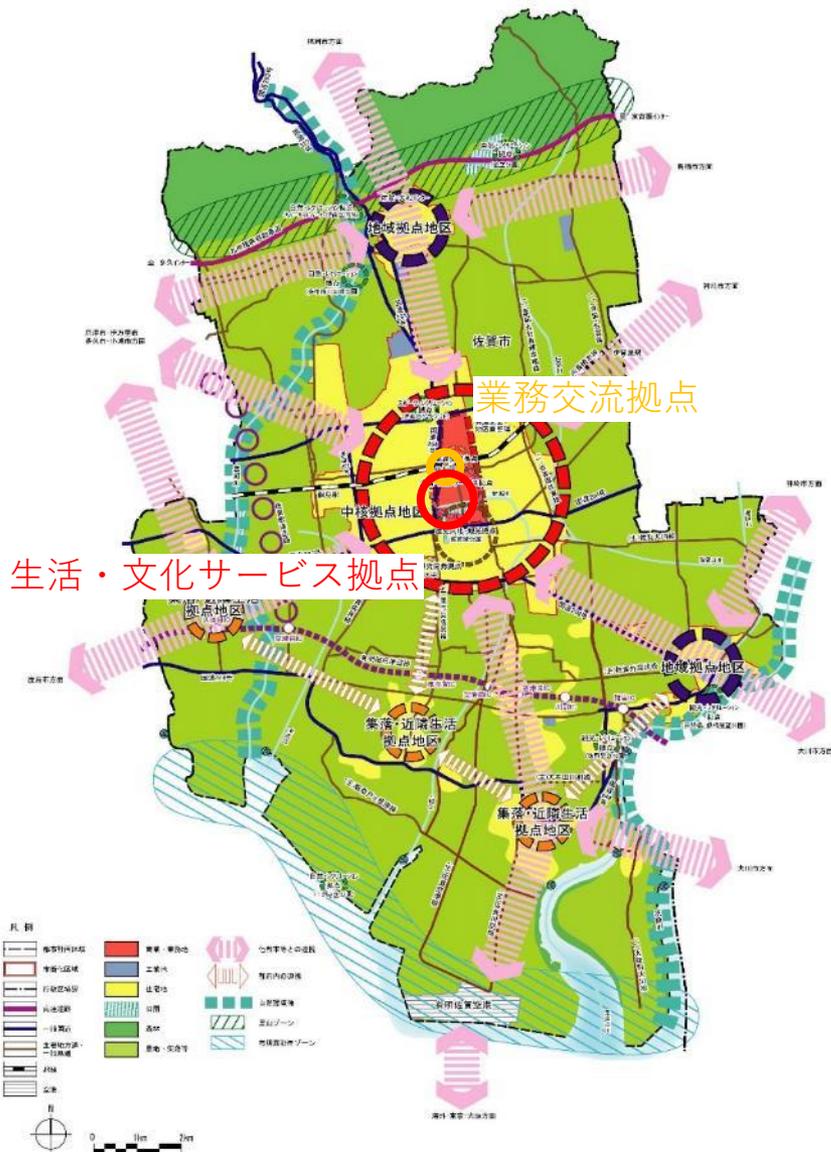


# 幅員再構成のイメージ



# 都市計画変更の理由

参考附図（整備、開発及び保全の方針図）



▶ JR佐賀駅周辺は、佐賀都市計画区域マスタープランにおいて、業務交流拠点及び生活・文化サービス拠点とされており、駅から市街地への人の流れを生み出す重要な場所である。

▶ 既存の都市計画道路の幅員内で幅員の再構成（車道を4車線から2車線へ減少、歩道を拡幅）を行う。

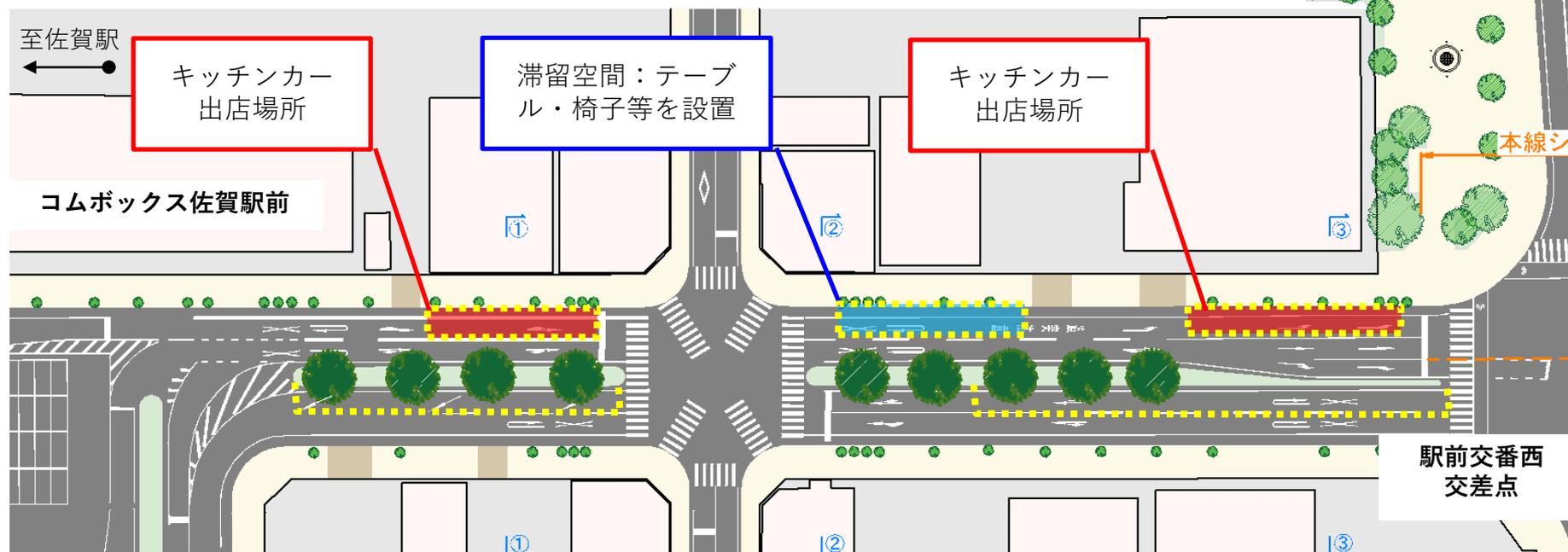
**歩行者・自転車利用者の  
安心安全な走行空間を確保**

**歩行空間の活用による  
賑わいの創出**

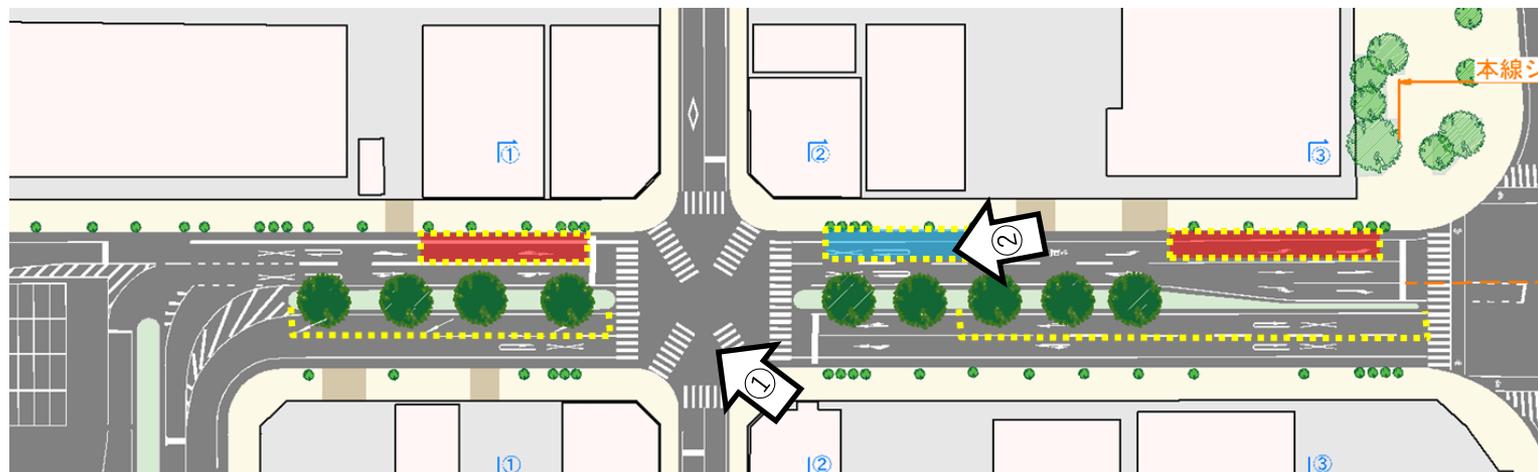
# 社会実験「佐賀駅南テラスチャレンジ」の概要

【期間】 令和3年10月20日～10月31日（12日間）

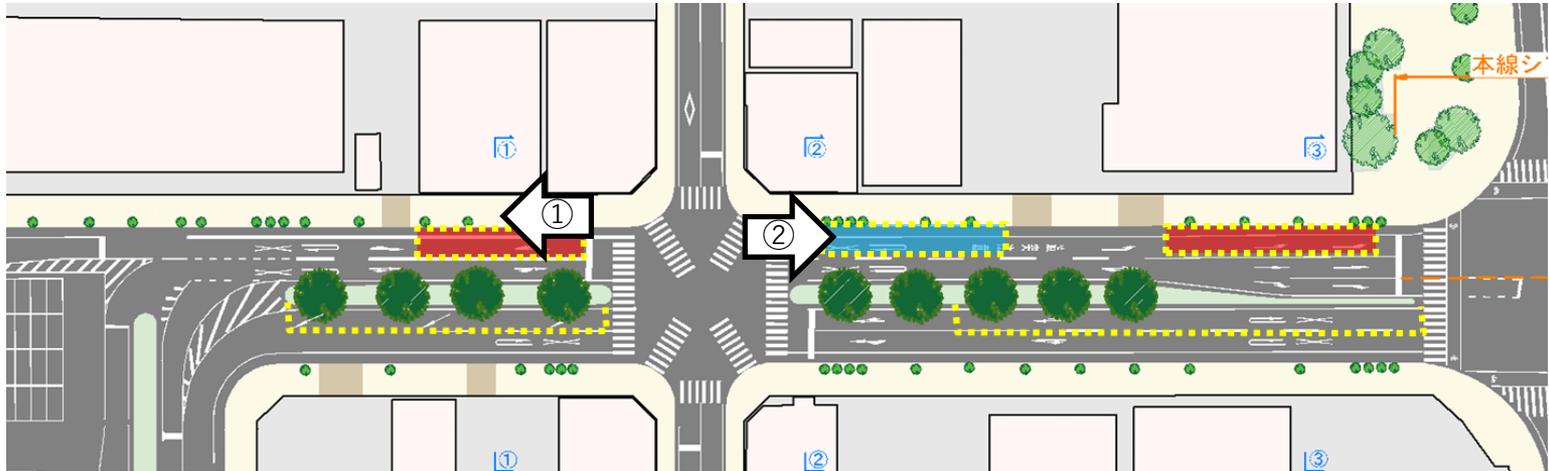
- 【内容】
- ・ 片側1車線の交通規制（4車線→2車線）
  - ・ 道路上へのキッチンカー出店、滞留空間設置
  - ・ 沿道テナントと連携した軒先への出店
  - ・ 自転車通行に関する安全確保措置



# 片側 1 車線の交通規制（4 車線 → 2 車線）



# 道路（車道、軒先）への出店・滞留空間設置



# 都市計画変更に係る手続き（1）

---

## ■都市計画変更原案の縦覧

期 間：令和4年6月17日（金）～7月1日（金）

場 所：佐賀県県土整備部都まちづくり課

佐賀土木事務所街路公園課

佐賀都市政策課

## ■都市計画変更原案についての説明会

日 時：令和4年6月24日（金）午後7時～

会 場：佐賀市役所大財別館4階会議室

※参加住民1名

# 都市計画変更に係る手続き（2）

## ■都市計画変更原案についての公聴会

日 時：令和4年7月12日（火）午後7時～

会 場：佐賀市役所大財別館4階会議室

※公述申出書の提出がなかったため中止

## ■都市計画変更案の縦覧

期 間：令和4年8月3日（水）～8月17日（水）

場 所：佐賀県県土整備部まちづくり課

佐賀土木事務所街路公園課

佐賀市役所都市政策課

※住民等からの意見書の提出無し

## 都市計画変更に係る手続き（3）

6月17日～7月1日

都市計画原案の縦覧

6月24日

原案説明会

7月12日

公聴会（申出無しのため中止）

7月15日

佐賀市への意見聴取

8月3日～8月17日

都市計画案の公告・縦覧

8月24日

佐賀市都市計画審議会

8月31日

佐賀県都市計画審議会

9月

都市計画変更の告示



---

以上で、説明を終わります。

ご静聴いただき、ありがとうございました。

**以下参考**

# 再整備の完成イメージ



注：自転車の通行部分や、イベント等による道路の活用部分は今後詳細を検討する。